

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和7年 6月27日 愛知県知事 殿 提出者 〒542-0081 住 所 大阪府大阪市中心区久太郎町2-5-28 久太郎恒和ビル 5階 氏 名 大末建設株式会社 代表取締役 村尾 和則 電話番号 06-6121-7160 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	名古屋市管轄内事業場
事業場の所在地	名古屋市管轄内区域
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 建設業／総合工事業
②事業の規模	完成工事高：1,870百万円（令和6年度）
③従業員数	60人(名古屋支店従業員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築・リニューアル物件 発生・排出 分別保管 収集・運搬 中間処理 埋立 最終処分 再生 再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

名古屋支店

執行役員支店長(総括責任)

安全環境部(管理実績書、マニフェスト保管、処理施設定期確認)

工事部長

各作業所責任者(産業廃棄物管理責任者)

リニューアル作業所(産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による品目	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ① 新築工事の混合廃棄物排出量の目標値を設定 延床面積当たりの排出原単位を8.5kg/m ² とした。 ② 産業廃棄物の削減方法 ・分別をより厳密に指導し、再生率向上を目指し、 最終埋立処分量の縮減を指導。 ・梱包の簡素化を指導。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2による品目	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ① 新築工事の混合廃棄物排出量の目標値を設定 延床面積当たりの排出原単位を8.0kg/m ² とする。 ② 産業廃棄物の削減方法 ・梱包の簡素化指導を継続する。 ・環境パトロールによる分別状況指導を強化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別BOXにステッカーで表示し、啓蒙を実施している。 ・分別品目の決定(スペースに応じて4~10品目程度) ・金属・ダンボール類は有償売却する。 ・現場作業員への分別指導・教育の実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別BOXにステッカーで表示し、啓蒙を実施している。 ・分別品目の決定(スペースに応じて4~10品目程度) ・金属・ダンボール類は有償売却する。 ・現場作業員への分別指導・教育の実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	別紙1による品目	
	全 処 理 委 託 量	2,856.370 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	13.829 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2,856.368 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 広域再生指定を受けているメーカーとの契約(石膏ボード等) ・ 電子マニフェスト利用の推進指導。		

②計画	【目標】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	別紙2による品目	
	全 処 理 委 託 量	2, 000. 000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	516. 000 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2, 000. 000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0. 000 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0. 000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 ・優良認定処理業者への委託を積極的に実施する。 ・広域再生指定を受けているメーカーとの契約(石膏ボード等) ・電子マニフェスト利用の推進指導		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

